

家庭の水道のしくみ

道路内の配水管の分岐からご家庭の蛇口までは、お客様の財産です。設置工事や修理は、一部を除き、お客様の負担で行うことになっています。

水道所有者の変更をいまいましよう

ご家庭の水道については、日ごころからの維持管理のため、配管図等を保管しておくように努めましょう。水道課でも、増設や変更工事、撤去工事の工事申請や、日ごころからの維持管理に利用していただくため、給水装置の台帳を保管するとともに、情報の更新などを随時行っています。

また、住宅の売買等によって、ご家庭の水道の名義変更をされた際は、名義変更届を水道課へ届け出てください。名義が異なることで、事故時の対応などに支障が出るおそれがあります。

給水装置改造の際は給水装置工事申請をいまいましよう

家の改装や建て直しの際、給水

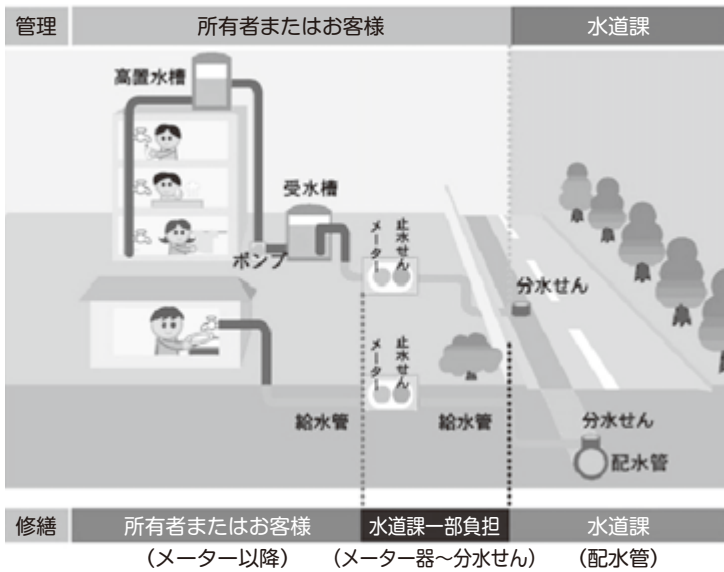
工事申請が出ていないことが見受けられます。許可を受けずに実施した場合、5万円以下の過料を科す場合があります。

また、許可を受けずに工事を実施して漏水等が発生した場合、改装部分にかかる一部負担はいたしません。すべて所有者の負担となります。

なお、工事は、指定給水装置工事業者でなければ工事を実施することができません。工事を依頼する場合には、必ず指定給水装置工事業者であることを確認してください。

漏水修繕費用の一部を負担します

給水装置の修繕などにかかる費用は所有者が負



問合せ先▼笠間市上下水道部水道課
0296(77)8196

※注 耐用年数(30年)を過ぎた場合の漏水は、自然漏水とはいいません。所有者の財産管理となります。

担することとなっていますが、水道メーターまでの部分で自然に漏水が発生した場合は、所有者(使用者)の方からの申し込みににより、水道課が修繕に要する費用の一部を負担して修繕できる場合があります。

しおりがわ 枝折川地区農業集落排水処理施設が完成



関係機関代表者による通水式

このほど、枝折川地区農業集落排水処理施設が市内柏井に完成し、8月29日、竣工式が行われました。この施設は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、随分附と柏井地区で平成12年度から整備が進められてきたもので、330戸のし尿・生活雑排水を処理する施設と総延長16,374メートルの管路、16箇所の中継ポンプで構成されています。竣工式では、施設用地協力者や枝折川地区農業集落排水事業推進協議会役員の皆さんなどに感謝状が贈呈された後、関係機関代表者による通水式が行われました。